

郡山女子大学短期大学部学則

令和7年4月1日施行

第八章 入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金

第28条 入学検定料、入学金及び授業料の金額は、別表3のとおりとする。

第29条 授業料は、年額の2分の1ずつを2期に分けて、その期に示す期日までに納入しなければならない。

第30条 教育充実費及びその他の納付金の金額は別に定めるものとし、授業料納入の際に納入するものとする。

第30条の2 第10条の2に規定する教員免許状及び各資格の取得を希望する者は、入学後所定の時期にそれぞれの履修費を納入しなければならない。

第31条 休学期間中の授業料及びその他の納付金は、徴収しない。ただし、学期の途中で休学又は復学する者は、その期の授業料及びその他の納付金を納入しなければならない。

第31条の2 第23条の5第1項の規定により留学を許可された者の留学期間中の授業料及びその他の納付金は徴収しない。ただし、学期の途中で留学し又は留学を終えた者は、その期の授業料及びその他の納付金を納入しなければならない。

第32条 既納の入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金は返戻しない。ただし、本学が指定する期日までに入学辞退の意思表示をした者については、原則として学生が納付した授業料及び諸会費等を返還する。

第33条 在学中において授業料及びその他納付金の金額が改訂されたときは、新たに定められた金額を納入しなければならない。

第34条 正当な理由なくして授業料及びその他の納付金を滞納し、督促してもなお納入する意思がないと認められた場合は、教授会の議を経て学長が除籍する。

第十七章 専攻科

第62条 入学検定料、入学金及び授業料の金額は、別表4のとおりとする。

2 本学の短期大学卒業者が専攻科に入学するときは、入学金の全額を免除する。

別表3(第28条関係)

種 別	金 額	備 考
入 学 検 定 料	30,000 円	入学願書に添えて納入する。
入 学 金	220,000 円	入学手続き時に納入する。
授 業 料		
健康栄養学科	760,000 円 (年額)	毎年2期に分けて納入する。
幼児教育学科	760,000 円 (年額)	毎年2期に分けて納入する。
地域創成学科	760,000 円 (年額)	毎年2期に分けて納入する。

別表4(第62条関係)

種 別	金 額	備 考
入 学 検 定 料	10,000 円	入学願書に添えて納入する。
入 学 金	220,000 円	入学手続き時に納入する。(本学卒業者は納入不要)
授 業 料	760,000 円	毎年2期に分けて納入する。